

会計年度任用職員募集要項

任用根拠	会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項）
任用期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
職種	スクールライフアドバイザー
採用予定人数	1名
従事すべき業務の内容	<p>勤務校において、教職員及び児童生徒の教育活動を支援するための業務。具体的には主として、次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールライフアドバイザーの業務 ・その他の業務
応募資格	<p>次に掲げる要件をすべて満たす者であって、地方公務員法第16条各号のいづれにも該当しないもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務可能な地域に居住していること。 ・心身が健康であること。 ・学校教育に理解と熱意があること。 ・職業に従事している場合にあっては、教育業務支援員の業務に支障がないこと。
勤務日及び勤務時間	1週間につき6時間を限度とし、勤務時間については、校長が割り振る。
休暇	愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日
報酬等	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬：月額25,771円 ・通勤費用弁償：一般職員の通勤手当に準じ、通勤に係る費用を弁償する。 ・期末手当：なし
退職に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。 ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 ・教育業務支援員としてふさわしくない行為があったとき。
退職手当	退職手当の支給はありません。
服務	<p>任期中、以下の義務を負います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条） ・信用失墜行為の禁止（同法第33条） ・秘密を守る義務（同法第34条） ・職務に専念する義務（同法第35条） ・政治的行為の制限（同法第36条） ・争議行為等の禁止（同法第37条）
その他	・公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定により補償する。

○ 応募手続

愛媛県立北宇和高等学校 事務長 松下

「会計年度任用職員の採用について」とお伝えください。

電話番号：0895-45-1241 ファックス：0895-45-2150

対応時間 8：30～16：30

○ 公募期間 令和5年3月23日から令和5年3月29日まで

*ただし、採用候補者が決定した場合は、公募期間中であっても募集を締め切ります。